

第3章

計画策定の基本的な考え方

第 1 節 基本理念

上里町次世代育成支援行動計画 基本理念

地域も子育て親育ち、安心して

子育てができる町 かみさと

上里町次世代育成支援行動計画前期計画では目指す方向性、基本的な考え方として「地域も子育て親育ち、安心して子育てができる町 かみさと」を基本理念として掲げ計画を推進してきました。

後期計画においても、次代を担う子どもたちが未来に向かって夢や希望をもち、心身ともに健やかに育っていけるよう、子育て環境の整備を進めていきます。

また、親の幸せは子どもの幸せへとつながります。これから子育てをする親、現在子育て中の親、すべての親が子育ての喜びと充実感を感じられるよう、上里町のすべての家庭を地域社会全体で支援していきます。



地域も子育て親育ち、安心して 子育てができる町 かみさと

第2節 基本的な視点

この計画の策定及び事業の実施にあたっては、5つの視点を基本とします。

1 子どもの視点

子育て支援サービスにより多くの影響を受ける子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮を行います。また、特に、子育ては男女が協力して行うものとの視点に立った取組みも進めます。

2 次代の親を育成するという視点

子どもはやがて次代の子どもを育てる親となります。子どもが豊かな人間性を形成し、自立した次代の親へと成長できるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組みを進めていきます。

3 子どもと家庭を地域社会全体で支援するという視点

家庭は子育てについての第一義的責任を有するという認識のもとに、行政はもとより、企業や地域社会を含めたまち全体で、子どもと家庭を支えていくことができるよう取り組んでいきます。

4 すべての子どもと家庭を支援するという視点

社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう社会的養護体制について、質・量ともに整備を進めます。また、子育てにおいて孤立化することのないよう、広くすべての子どもと家庭への支援を行います。

5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みの一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって取り組んでいきます。

第 3 節 基本方針

基本理念や基本的な視点を実現するために、次の 5 つの基本方針を掲げて各施策を推進していきます。

1. 基本方針

基本方針 1 地域における子育ての支援

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

基本方針 2 母子の健康の確保及び増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

基本方針 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

基本方針 4

職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、女性が仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、理解の浸透・推進力の強化を官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

基本方針 5

子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

子どもの安全を確保するため、交通安全の確保や犯罪等の被害から子どもを守るための取組みを推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

また、公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な公営住宅の建設や地域の居住環境の整備を進めていきます。

2. 施策の体系

基本理念、基本的な視点を踏まえ掲げた基本方針ごとの具体的な施策を施策体系図で示します。

また、この体系図で示されている具体的な施策を、さらに個別施策へと展開し、第4章以降に示します。

▶▶ 基本方針

1. 地域における子育ての支援

▶▶ 具体的な施策

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童虐待防止対策の充実
- (5) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (6) 障害児施策の充実

2. 母子の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 「食育」の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代の親の育成
- (2) 児童の健全育成
- (3) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (4) 家庭や地域の教育力の向上
- (5) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

▶▶▶ 基本方針

4. 職業生活と家庭生活との両立の推進

▶▶▶ 具体的な施策

- (1) 男女共同参画の推進
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

5. 子ども等の安全の確保及び生活環境の整備

- (1) 良質な住宅及び居住環境の確保
- (2) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進
- (3) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (4) 安全・安心のまちづくり
- (5) 被害に遭った子どもの保護の推進